

ゲノム編集技術を利用して得られた食品等の食品衛生上の取扱い(案)に対する意見

日本生活協同組合連合会
専務理事 和田寿昭

「ゲノム編集技術」が、食品という消費者にとって非常に身近なところで実用化されようとしています。新しい技術に対して、消費者は関心・期待を持つ一方で、安全性や予期しない悪影響などへの不安を持つものです。ゲノム編集に関しても同様の感覚を多くの消費者が持っているものと思います。

今回、ゲノム編集技術を利用して得られた食品等の食品衛生上の取扱いについて検討され、導入遺伝子及びその一部が除去されていないものは組換え DNA 技術に該当するため、規格基準に基づく安全性審査の手続きを経る必要があるとされました。一方で、導入遺伝子及びその一部が残存しないものは、組換え DNA 技術に該当せず、情報提供を求め、一部を公表するとされました。

しかし、現状では、そもそもこの技術に対する国民の理解は十分とはいえない状況にあります。今回の取扱い案については具体的な実効性が見えず、現状では賛成とも反対とも申しがたい状況ですが、新しい技術によって得られた食品等が消費者の食卓に上る可能性がある以上、「消費者の不安や懸念について応える制度や仕組みにすること」、「消費者の不安を招くことがないようにリスクコミュニケーションを徹底すること」、また「消費者が正しく選択できるようにすること」などが必要と考えられますので、以下に意見を申し述べます。

1. 消費者の不安や懸念に応える制度や仕組みにすること

外来遺伝子等が残存する場合には安全性審査の対象とした点については、これまでの遺伝子組換え技術を応用した食品の扱いとも整合しており、合理的であると考えられます。一方、導入遺伝子及びその一部が残存しないものについては、組換え DNA 技術に該当せず、情報の提供を求め、一定の情報を公表する仕組みをつくるのが適当とされています。また、開発者等に対して情報の届出を求めるが、現時点では法的な義務化にはそぐわないとされています。

開発者等に情報の届出を求めるとした点については、状況の把握や消費者への説明という点からも重要な点です。しかしながら、届出が義務とされていないため、届け出制度の実効性が担保されるのか、が論点になります。

報告書では、厚生労働省は、届出の実効性が十分に確保されるように対応すべきとされていますが、法的な義務化をせずに情報の届出の実行性をどのように確保するのか、具体的に、いつまでに、どのようなものを構築するかを明確にしてください。特に、海外からの情報提供は限られる場合もあると予想されます。今回の件で、最も重視すべきは国民の安全を守ることと認識しますが、食品の多くを輸入している我が国において、どのように情報の届出を担保させるのか、また国として輸入を認めるのか、その仕組みについて、抜け穴のないようにしてください。

2. 消費者の不安を招くことがないようリスクコミュニケーションを徹底すること

リスクコミュニケーションの推進についても、具体的に国民に示すことが必要です。特に、新しい技術が普段の食卓に影響する可能性がある中において、消費者への理解を得るためには、しっかり時間をかけながら進める必要があります。

まずは、実際に情報の届出の実効性を確保した仕組みについて、開発者等だけでなく、消費者や事業者を含めた国民全体への周知するようお願いいたします。これら仕組みが消費者に分かることが、リスクコミュニケーションの第一歩と考えます。

また、組換えDNAや従来育種との違いはもちろんのこと、そもそもゲノム編集技術を応用することでのメリットとデメリットについて、広く国民に理解されるようにしてください。開発者によるメリットだけが紹介され、デメリットが隠されるようだと、消費者が不要に不安を募らせることになりかねません。

リスクコミュニケーションは順番が大事であり、まずは国民の理解が十分に得られてから、社会実装について検討すべきです。消費者が不安な状況の中で流通したとしても社会受容されず、結局、生産から流通販売までの努力が無駄になってしまいます。特に、食品とされたものが、そのまま廃棄されるような事態を招くようだと、消費者はさらに混乱し、リスクコミュニケーションの後退になりかねません。

3. 消費者が正しく選択できるようにすること

消費者として、普段の暮らしの中で、知らず知らずのうちに食べていた、もしくは後から安全性に対する問題が発覚したなどの事態が生じれば、この技術に対する不信感は一層増大すると考えられます。

特に、出始めのところでは、この技術を利用した食品等を選択したくない消費者も多いと思われ、これら技術を使った食品であるか、そうでないかが確実に選べるような制度が必要であると考えます。

例えば、「アレルギーを抑えた●●」や「毒なし●●」といった特別な性質をもたせた食品について、しっかり分別して流通管理がされ、消費者のもとに手違いなく届けられなければなりません。もし、途中に入れ替わりなどがあれば、アレルギーや食中毒事故の発生が危惧されます。

ゲノム編集技術を利用した農畜水産物について、安全性審査が不要とされるものは、従来育種と同様に得られるものとされており、外見上の違いがない場合も十分に想像されます。そのような場合には、消費者は区別して選択することはできません。取扱い事業者が責任を持って、生産・流通の管理を徹底の上で、表示するなど、消費者が正しく選択できるよう、社会的な理解と仕組みづくりを進めてください。

以上